

道 路 交 通

七中歩道橋の修繕
**請願採択後の状況は
 県が6年度に設計業務を委託**



都市計画道路 3・6・32号
**歩道にベンチを設置できないのか
 地域の声を聴きながら検討していく**



西村敦議員（公明党）
 市立第七中学校前の行徳バイパスに架かるいわゆる七中歩道橋については、管理者である県に対し、早急な修繕を市から強く要望するよう求める請願が提出され、令和5年2月定例会で採択された。そこで、その後の市の対応と現状を問う。答 5年4月に管理者である県に対し、請願書を添えて修繕の要望書を提出した。これを受け、県は、5年度に点検を実施し、歩道橋の主桁の腐食部分の補修が必要と判断した。6年度は補修の設計業務を委託し、工法の検討などを行うが、施工方法や施工時期については当該設計業務委託の中で決定することである。

とくたけ純平議員（日本共産党）
 都市計画道路3・6・32号市川鬼高線は、ガードレールに腰掛けたり寄り掛かったりする高齢者の姿が見られ、近隣住民からはベンチがあっても良いと思うという意見がある。当該歩道の北側と南側のそれぞれにベンチを設置することについて、市の見解を問う。
 答 当該路線は、市川市道路占用許可基準に定められた歩道にベンチを設置するための条件は満たしている。しかし、歩道に設置されるベンチは歩行者等の休憩場所として利用される一方で、ごみの不法投棄の問題が生じる恐れもあるため、今後地元自治会や地域住民の声を聴きながら検討していく。

文 化

芸術家・文化人の支援

ネットワーク形成を支援すべき

より交流が広がるよう研究していく

大場諭議員（公明党）

市内には芸術家・文化人が多く住んでいるが、それぞれつながりが十分でないと感じる。芸術文化活動を行う市民や団体がつながることで、自身の活動を披露する場や選択肢が増えたと考えるが、芸術家・文化人が有機的なネットワークを形成することを



市が支援することは可能か。答 本市では、令和6年度に実施する芸術文化集會において、様々なジャンルの芸術文化団体が一堂に会する催しや、幅広い年代が参加できる企画を予定しているところである。今後も、支援方法等について、国、県の動向や他市の事例などを参考に調査研究していく。

資格審査特別委員会の設置

令和6年4月臨時会では、「資格審査特別委員会」が設置され、委員と委員長・副委員長が選出されました。

■設置の経緯

令和6年4月26日、竹内清海議員が議長に対し、自身に地方自治法第92条の2（兼業禁止規定）に抵触するとの疑義が生じているとして、同条の規定に該当するかどうかについて決定するよう求める資格決定要求書を提出したことに伴い、委員会条例第7条第1項の規定により、資格審査特別委員会が設置されました。また、同日の本会議において、本特別委員会に同法第98条第1項及び第100条第1項に係る調査権(以下「100条調査権」という。)が付与されました。

本特別委員会は15人の委員で構成され、竹内清海議員が兼業禁止規定に抵触するかどうかについて調査・検討を行っています。

■地方自治法第92条の2（兼業禁止規定）

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者等になることができないこと、及び一定の要件に該当する法人の取締役、監査役等の役員になることができないことが規定されています。

竹内清海議員は、自身が株式会社コマツの監査役に就任していたことが、同条後段（波線部）の規定に抵触していたかどうかについて決定するよう求めています。

■中間報告

6月定例会では、6月21日の本会議において、本特別委員会の細田伸一委員長から、これまでの審査経過について中間報告がなされました。報告の主な内容は次のとおりです。

- ・竹内清海議員が株式会社コマツの監査役に就任していたことが明らかになったことから、地方自治法第92条の2の規定に抵触するかどうかについて、これまで4回にわたり本特別委員会を開催し、議長に対し100条調査権を委任するよう申し出ることを決定した。100条調査権を付与することには反対の意見もあったが、本会議において、本特別委員会に100条調査権を付与することが決定された。
- ・竹内清海議員から提出された同社の売上高に占める本市の売上割合などが記載された資料等を確認した。
- ・契約事務を所管する理事者に対し同社の情報等について質疑を行った。
- ・委員外議員として出席した竹内清海議員からは、委員の質疑に対し、本件に関する経緯、同社の監査役に就任した際の認識、同社との関係等について答弁がされた。
- ・竹内清海議員が同社の監査役に就任以降、本市と同社との契約に係る3件の議案が、除斥事由に該当する竹内清海議員を除斥せずに議決されたことを検出し、これらの事案について議長に対し報告することが全会一致で決定された。
- ・協議の結果、「同社の本市に対する請負量が全体の請負量の半分を超えていたかどうか」との論点については、半分を超えていないことを確認し、それ以外の論点について、引き続き審査していく。
- ・同社の代表取締役から提出された資料を確認し、参考人として出席した当該代表取締役に対し意見聴取を行った。
- ・竹内清海議員の議員資格の有無が明らかとなるよう、引き続き、疑義の解明に全力で取り組む。

資格審査特別委員会（定数15）

委員長	細田 伸一	副委員長	越川 雅史		
委員	門田 直人	丸金ゆきこ	国松ひろき	とくたけ純平	西村 敦
	中村よしお	石原たかゆき	廣田 徳子	にしむた勲	堀内しんご
	宮本 均	小泉 文人	松永 鉄兵		

(名簿及び開催の経過は令和6年7月25日現在のものです。)

開催の経過

第1回	4月26日(金)
第2回	5月14日(火)
第3回	5月29日(水)
第4回	6月12日(水)
第5回	6月24日(月)
第6回	8月9日(金) ※予定